



定額減税しきれないと見込まれる方へ

令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金 (調整給付)のご案内

支給対象者

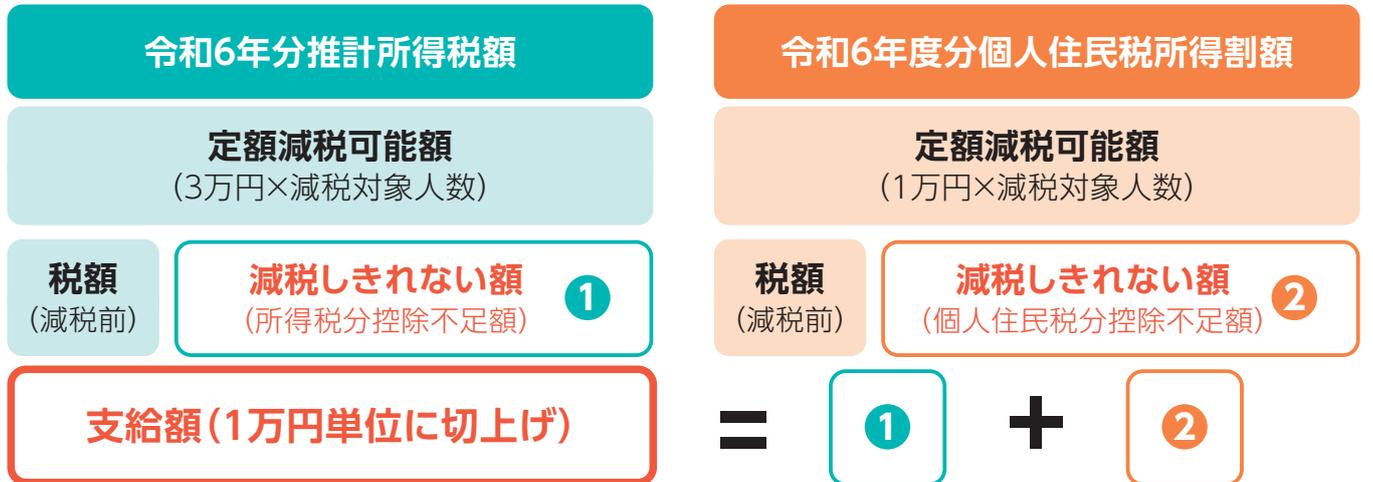
令和6年1月1日(個人住民税賦課期日)に和歌山市に住所を有し、令和6年度の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者で、次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数※1)が「令和6年分推計所得税額(減税前)※2」を上回る方
- ② 個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数※1)が「令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)」を上回る方

※1 減税対象人数とは納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の人数(16歳未満の扶養親族を含む。)です。ただし、国外居住者は対象から除きます。
 ※2 令和6年分推計所得税額は、令和5年分の所得・扶養の状況等からの推計により算出します。

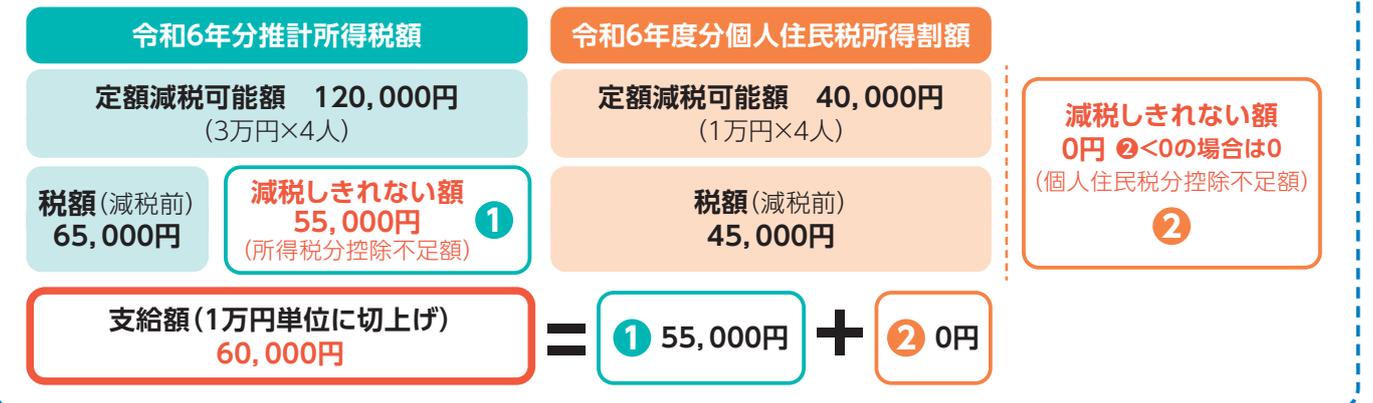
支給額

定額減税しきれない額を1万円単位に切上げて算定した金額(調整給付金)を支給します。



※令和6年分所得税額が確定した後、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

【例】減税対象人数が4人の場合 (この場合の支給額は60,000円)



支給対象者

令和6年1月1日(個人住民税賦課期日)に和歌山市にお住まいの方で、令和6年分の推計所得税額(減税前)又は令和6年度分個人住民税(市民税・県民税)所得割額(減税前)において、定額減税しきれないと見込まれる方

支給の手続き方法

給付金を受け取るには、「確認書」の**提出**が必要です。
支給対象と思われる方には、支給額を記載した「確認書」を発送します。
「確認書」の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で提出してください。

提出期限

令和6年**10月31日(木)必着**



給付金支給の時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。

確認書の送付先変更について

確認書について、住所地とは別の場所へ送付を希望する方は、送付先変更届を提出することで、送付先を変更できます。

送付先変更届は
こちらから



よくあるご質問

Q. 定額減税に係る調整給付金の支給団体はどのように決まりますか。

A. 令和6年度分個人住民税が課税される市区町村から支給されます。(令和6年1月1日にお住まいの市区町村で課税)

Q. 令和6年分推計所得税額とは、どういう意味ですか。

A. 事務処理基準日(令和6年6月3日)時点で入手可能な令和5年中の所得・扶養等を基に算出した所得税額です。(復興特別所得税は含みません。)

Q. 事務処理基準日とは何ですか。

A. 調整給付額算定の事務処理(課税情報の抽出等)を進める基準となる日のことで、令和6年6月3日を事務処理基準日としています。

Q. 修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税の判明により、給付金額に不足が生じた場合はどうすればよいですか。

A. 令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に不足が生じる場合は、令和7年以降に追加給付予定です。

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局(郵送・持参先窓口)

住 所 〒640-8154 和歌山市六番丁19 株式会社フジ田産業六番丁ビル1階

電話番号 073-499-5184 受付時間: 平日9:00~17:00(土日祝日を除く)

和歌山市物価高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-969-861 受付時間: 平日9:00~17:00(土日祝日を除く)